

# 選 択 約 款

(家庭用ガスセントラルヒーティング (GCH) 契約)

平成21年9月1日

岡山瓦斯株式会社

平成21年8月5日届出

# 目 次

1. 目 的 .....	1
2. 選択約款の届出および変更 .....	1
3. 用語の定義 .....	1
4. 適用条件 .....	1
5. 契約の締結 .....	1
6. 使用量の算定 .....	2
7. 料 金 .....	2
8. 延滞利息 .....	2
9. 単位料金の調整 .....	3
10. 設置確認について .....	4
11. そ の 他 .....	4
付 則 .....	5
(別 表)	
1. 適用区分 .....	6
2. 料金および消費税等相当額の算定方法 .....	6
3. 料 金 表 (その他期) .....	7
4. 料 金 表 (冬期) .....	8

## 1. 目的

この選択約款は、家庭用ガスセントラルヒーティングシステム（以下「家庭用GCHシステム」といいます。）の普及を通じ当社の製造供給施設の効率的利用および効率的な事業運営に資することを目的といたします。

## 2. 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第17条第7項の規定にもとづき、中国経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を中国経済産業局長に届出の上、変更することがあります。この場合、当社は変更内容をあらかじめお客さまに通知の上、ガス料金その他の供給条件を変更後の選択約款によるものといたします。

## 3. 用語の定義

- (1) 「家庭用GCHシステム」とは、エネルギー源としてガスを使用し、放熱器を接続する機能を有する熱源機により、設置した放熱器に温水を供給して暖房を行うシステムをいいます。
- (2) 「その他期」とは、4月検針分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月検針分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までをいいます。「冬期」とは、12月検針分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月検針分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までをいいます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては5パーセントといたします。
- (5) 「単位料金」とは、9に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

## 4. 適用条件

家庭用GCHシステムを使用されているお客さまが、この選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

## 5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した時に成立いたします。
- (2) 申し込みの際お客さまは、所定の申込書を用いて、当社にお申し込みしていただきます。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。

新たにガスの使用を開始された場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。

契約種別を変更された場合は、変更後の契約の契約期間は、お客さまから申し込みのあった日の次の検針日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。

ただし、契約期間満了時においてお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

- (4) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約または他の契約種別への変更をされたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをされる場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または他の契約種別への変更をされた日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または他の契約種別への変更の場合はこの限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまが当社との他の契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

## 6. 使用量の算定

各使用月の使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

## 7. 料 金

- (1) 当社は別表の料金表を適用して、料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 当社は、一般ガス供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日以内にお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日以内(以下「支払期限日」といいます。)が一般ガス供給約款に規定する休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

## 8. 延滞利息

- (1) お客さまが支払い期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。

料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落した場合

料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合

- (2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は料金からその

料金に含まれる消費税等相当額を除いたものいたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数×0.0274パーセント

(1円未満の端数切捨て)

(備考) 消費税等相当額の算定方法は、別表2(5)のとおりいたします。

- (3) 延滞利息は、原則としてお客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払い義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。
- (4) 延滞利息の支払期限日は(3)の規定にもとづきあわせて支払っていただく料金の支払期限日と同じいたします。

## 9. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)により算定した平均原料価格が(2)に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表2(3)のとおりいたします。

平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

= 基準単位料金 + 0.084円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

= 基準単位料金 - 0.084円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

(備考)

上記、の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

- (2)(1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりいたします。

基準平均原料価格(トン当たり)

63,720円

平均原料価格(トン当たり)

別表2(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)およびトン当たりブタン平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が101,950円以上となった場合は、101,950円といたします。

(算式)

平均原料価格 = トン当たりLNG平均価格 × 0.9752

+ トン当たりブタン平均価格 × 0.0269

原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

## 10. 設置確認について

- (1) 当社は、家庭用GCHシステムが設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、機器の設置場所への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款にもとづく契約を解約し、解約日以降一般ガス供給約款を適用いたします。
- (2) 家庭用GCHシステムを取り外された場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。

## 11. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

**1 . 実施の期日**

本選択約款は、平成 2 1 年 9 月 1 日から実施いたします。

**2 . 本選択約款の実施に伴う切り替え措置**

当社は、料金算定期間の末日が平成 2 1 年 9 月 1 日から平成 2 1 年 9 月 3 0 日に属する料金算定期間の料金は、平成 2 1 年 8 月 3 1 日まで適用の選択約款（家庭用ガスセントラルヒーティング(GCH)契約）に基づき算定するものといたします。

(別 表)

## 1. 適用区分

- 料金表A その他期の使用量が0立方メートルから10立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表B その他期の使用量が10立方メートルを超え、25立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表C その他期の使用量が25立方メートルを超える場合に適用いたします。
- 料金表D 冬期の使用量が0立方メートルから10立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表E 冬期の使用量が10立方メートルを超え、25立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表F 冬期の使用量が25立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表G 冬期の使用量が100立方メートルを超える場合に適用いたします。

## 2. 料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用

いたします。

料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。

(4) 調整単位料金を算定しなかった場合、冬期基準単位料金は、料金算定期間の末日が冬期に属する料金に適用し、その他期基準単位料金は、料金算定期間の末日がその他期に属する料金に適用いたします。

(5) 料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。

(小数点以下の端数切捨て)

料金に含まれる消費税等相当額 = 料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

### 3. 料金表(その他期)(消費税等相当額を含みます)

(1) 料金表A

基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	885.15円
-------------------	---------

基準単位料金

1立方メートルにつき	261.03円
------------	---------

調整単位料金

の基準単位料金をもとに、9の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(2) 料金表B

基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,296.75円
-------------------	-----------

基準単位料金

1立方メートルにつき	219.87円
------------	---------

調整単位料金

の基準単位料金をもとに、9の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表C

基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	3,979.50円
-------------------	-----------

基準単位料金

1立方メートルにつき	112.56円
------------	---------

調整単位料金

の基準単位料金をもとに、9の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

**4. 料金表(冬期)(消費税等相当額を含みます)**

(1) 料金表D

基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	885.15 円
----------------------	----------

基準単位料金

1 立方メートルにつき	261.03 円
-------------	----------

調整単位料金

の基準単位料金をもとに、9の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(2) 料金表 E

基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	1,296.75 円
----------------------	------------

基準単位料金

1 立方メートルにつき	219.87 円
-------------	----------

調整単位料金

の基準単位料金をもとに、9の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表 F

基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	3,979.50 円
----------------------	------------

基準単位料金

1 立方メートルにつき	112.56 円
-------------	----------

調整単位料金

の基準単位料金をもとに、9の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(4) 料金表G

基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	4,987.50円
-------------------	-----------

基準単位料金

1立方メートルにつき	102.48円
------------	---------

調整単位料金

の基準単位料金をもとに、9の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。